

一 税制改正に関する法律案要綱

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する等の法律案要綱

〔平成18.2.3 閣議決定〕

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するため所得税の税率構造を見直すとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について所要の措置を講ずることとし、次により所得税法等の一部改正等を行うこととする。

一 所得税法の一部改正（第1条関係）

1 所得税の税率構造を次のように改めることとする。（所得税法第89条関係）

（現行（所得税等負担軽減措置法））

（改正案）

〔適用課税所得〕	〔税率〕	〔適用課税所得〕	〔税率〕
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
		1,800万円以下の金額	33%
		1,800万円超の金額	40%

（注）上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用する。（附則第11条関係）

2 上記1の改正に伴い、給与等に係る税額表の見直しを行うこととする。（所得税法別表第2～別表第4関係）

（注）上記の改正は、平成19年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。（附則第16条関係）

3 特定公的年金等に対する源泉徴収税率を5%（現行10%）に引き下げることとする。（所得税法第203条の3関係）

（注）上記の改正は、平成19年1月1日以後に支払うべき特定公的年金等について適用する。（附則第17条関係）

- 4 損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設することとする。
- (1) 居住者が、その有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、その保険料等の金額の合計額（最高5万円）をその年分の総所得金額等から控除する。（所得税法第77条関係）
- （注）上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用する。（附則第10条関係）
- (2) 居住者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額（最高1万5千円）をその年分の総所得金額等から控除することができる（上記(1)の控除と合わせて最高5万円）。この場合において、当該長期損害保険契約等が上記(1)の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとする。（附則第10条関係）
- 5 寄付金控除の適用下限額を5千円（現行1万円）に引き下げることとする。（所得税法第78条関係）
- 6 給与の源泉徴収票等の電子交付
- (1) 給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票又は給与等の支払明細書（以下「給与の源泉徴収票等」という。）の交付に代えて、給与等の支払を受ける者の承諾を得て、給与の源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、給与の源泉徴収票等を交付しなければならないこととする。（所得税法第226条、第231条関係）
- (2) 上記(1)ただし書の給与の源泉徴収票等の交付義務に対する違反行為については所要の罰則を設けることとする。（所得税法第242条関係）
- （注）上記の改正は、平成19年1月1日以後に交付する給与の源泉徴収票等について適用する。（附則第20条、第21条関係）
- 7 申告書の公示制度を廃止することとする。（旧所得税法第233条関係）
- （注）平成18年4月1日前に行った公示については、従前どおりとする。（附則第22条関係）
- 8 会社法の制定に伴い、次のとおり整備を行うこととする。

- (1) 法人から支払等を受ける剰余金の配当その他の金銭等について、その原資に従って配当所得に係る配当等又は資本の払戻しとして取り扱う。（所得税法第24条、第25条関係）

（注）上記の改正は、配当等の支払に係る基準日が会社法の施行の日（以下「会社法施行日」という。）以後であるもの等について適用する。（附則第4条、第5条関係）

- (2) 個人の有する取得請求権付株式等につき、その請求権の行使等により譲渡をし、その対価としてその取得をする法人の株式等のみの交付を受けた場合（一定の場合を除く。）には、その譲渡がなかったものとみなす。（所得税法第57条の4関係）

（注）上記の改正は、会社法施行日以後に請求権の行使等をする場合について適用する。（附則第8条関係）

- (3) 特定の決議等により行われた株式無償割当てに関する調書及び無償割当てによる新株予約権の行使に関する調書の提出等調書制度について所要の整備を行うとともに、株式等の譲渡の対価の受領者の告知制度に係る株式等の範囲等の整備を行う。（所得税法第224条の3、第228条の2～第228条の4、第234条、第242条関係）

（注）上記の改正は、会社法施行日以後に行われる株式無償割当て等について適用する。（附則第18条関係）

- (4) その他所要の整備を行う。

- 9 株式交換及び株式移転（以下「株式交換等」という。）において、株式交換等に係る完全子法人の株主に、その完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった場合には、当該完全子法人の株式の譲渡がなかったものとみなすこととする。（所得税法第57条の4関係）

（注）上記の改正は、平成18年10月1日以後に行う株式交換等による譲渡について適用する。（附則第8条関係）

- 10 居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人を非永住者とするとともに、その年において非永住者であった期間を有する個人に係る確定申告書の添付書類の整備を行うこととする。（所得税法第2条、第120条関係）

- 11 国庫補助金等の総収入金額不算入制度等について、固定資産の取得又は改良に係る補助金の交付金化に伴う所要の措置を講ずることとする。（所得税法第42条、

第43条関係)

- 12 個人が供与をする賄賂の額は必要経費等に算入しないこととする。(所得税法第45条関係)
- 13 個人が外貨建取引を行った場合における円換算方法について、所要の整備を行うこととする。(所得税法第57条の3 関係)
- 14 同族会社等の行為又は計算の否認制度について、法人税等において同族会社等の行為又は計算の否認制度の適用があった場合における所要の整備を行うこととする。(所得税法第157条関係)
- 15 保険契約の締結の代理報酬に係る支払調書制度について、適用対象に生命保険契約の締結の代理報酬を追加することとする。(所得税法第225条関係)
- 16 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法の一部改正(第2条関係)

- 1 法人の支給する役員給与の損金不算入制度について、次のとおりとすることとする。
 - (1) 法人がその役員に対して支給する給与のうち、次に掲げる給与に該当する給与以外のものの額は、損金の額に算入しない。(法人税法第34条関係)
 - ① 支給時期が一月以下の一定期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給額が同額である給与
 - ② 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で一定の要件を満たすもの
 - ③ 同族会社に該当しない法人が業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与で、その算定方法が、報酬委員会での決定等の適正な手続を経ており、かつ、有価証券報告書への記載等によりその内容が開示されていることその他の一定の要件を満たすもの
 - (2) 同族会社の業務を主宰している役員及びその役員と特殊の関係のある者が発行済株式の総数の100分の90以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員の総数の過半数を占める場合等には、業務を主宰している役員に対して支給する給与の額のうちその給与の額を基礎として計算される金額は、一定の事業年度を除き、損金の額に算入しない。(法人税法第35条関係)

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。
(附則第23条関係)

2 同族会社の留保金課税制度について、次の見直しを行うこととする。（法人税法第67条、第81条の13、第82条の5、第145条の5関係）

- (1) 本制度の対象となる同族会社の判定について、1株主グループによる判定とする。
- (2) 留保控除額を次に掲げる金額（④に掲げる金額にあっては、資本金の額が1億円以下である同族会社に限る。）のうち最も多い金額とする。
 - ① 当該事業年度の所得等の金額の100分の40（資本金の額が1億円以下である同族会社にあっては、100分の50）に相当する金額
 - ② 年2,000万円
 - ③ 当該事業年度終了の時における利益積立金額が資本金の額の100分の25に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額
 - ④ 前事業年度終了の時における総資産の額に対する自己資本の額の割合が100分の30に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

3 会社法の制定に伴い、次のとおり整備を行うこととする。

(1) 配当、株式等関係

- ① 株主等から出資を受けた金額を資本金等の額とするとともに、資本金等の額及び利益積立金額について所要の規定の整備を行う。（法人税法第2条関係）
- ② 有価証券の範囲から法人が有する自己の株式を除外する。（法人税法第2条関係）
- ③ 剰余金の配当について、その原資に従って配当又は資本の払戻しとして取り扱う。（法人税法第23条、第24条関係）

（注）上記の改正は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする配当等の額について適用する。（附則第26条、第27条関係）
- ④ 取得請求権付株式等につき、その請求権の行使等により譲渡をし、その対価としてその取得をする法人の株式等のみの交付を受けた場合（一定の場合を除く。）には、その譲渡による譲渡損益を繰り延べる。（法人税法第61条の2関係）

（注）上記の改正は、会社法施行日以後に請求権の行使等をする場合について適用する。（附則第35条関係）

(2) その他

① 役員の範囲に会計参与を加える。(法人税法第2条関係)

② 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、圧縮記帳の経理方法に当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法を加える。(法人税法第42条～第49条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に終了する事業年度について適用する。
(附則第29条関係)

③ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、更生手続開始の決定等があった場合における事由に、債務の免除以外の事由により債務が消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを加える。(法人税法第59条関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に債務が消滅する場合について適用する。
(附則第33条関係)

④ その他所要の整備を行う。

4 組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととする。

(1) 組織再編成に係る税制の対象に株式交換等を加えるとともに、これに伴う所要の整備を行う。

① 株式交換等に係る完全子法人の株主は、その完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった場合には、当該完全子法人の株式の譲渡損益を繰り延べる。(法人税法第61条の2関係)

② 企業グループ内の株式交換等及び共同事業を営むための株式交換等のいずれにも該当しない株式交換等が行われた場合には、その完全子法人が当該株式交換等の直前の時において有する固定資産等のうち一定のものについて時価評価により評価損益の計上等を行う。(法人税法第62条の9、第63条関係)

③ 連結納税の開始及び加入に伴う資産の時価評価損益の計上について、株式交換に係る適用除外法人を、その完全子法人のうち上記②の適用を受けないものとする。(法人税法第61条の11、第61条の12関係)

④ 連結納税制度において連結欠損金額とみなされる欠損金額から、企業グループ内の株式移転及び共同事業を営むための株式移転のいずれにも該当しない株式移転に係る完全子法人の当該株式移転の日の属する事業年度前において生じた欠損金額を除外する。(法人税法第81条の9関係)

(注) 上記の改正は、平成18年10月1日以後に行う株式交換等について適用する。

(附則第24条、第35条、第36条、第40条、第41条、第47条関係)

- (2) 非適格合併等により資産等の移転を受けた場合には、当該非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業者の退職給与債務引受額等を負債に計上するほか、その資産及び負債の時価純資産価額とその移転の対価の額との差額を資産調整勘定の金額又は負債調整勘定の金額とし、一定の事由が生じたときは、その事由に応じ、これらの金額の減額処理を行う。(法人税法第62条の8関係)

(注) 上記の改正は、会社法施行日以後に行う非適格合併等について適用する。

(附則第39条関係)

- (3) 分割型分割の範囲等について、所要の整備を行う。(法人税法第2条、第24条、第62条、第62条の2、第62条の6関係)
- 5 特定株主等による特定支配関係を有することとなった欠損金額等を有する法人が、その特定支配日から5年以内に、旧事業を廃止し、その事業規模のおおむね5倍を超える資金借入れ等を行うこと等一定の事由に該当するときは、その該当する日の属する事業年度前において生じた欠損金額につき青色欠損金の繰越控除制度を適用しないとともに、当該事業年度開始の日から3年以内(その特定支配日から5年を限度)に生ずる資産の譲渡等損失の額を損金の額に算入しないこととする。(法人税法第57条の2、第61条、第81条の9の2関係)
- 6 法人が個人から受ける役務提供の対価として新株予約権を発行した場合には、当該個人においてその役務提供につき所得税法等の規定による給与等課税事由が生じた日において当該役務提供を受けたものとして法人税法の規定を適用することとする。(法人税法第54条関係)
- (注) 上記の改正は、会社法施行日以後に新株予約権の発行に係る決議をするその新株予約権について適用する。(附則第30条関係)
- 7 法人が供与をする賄賂の額は損金の額に算入しないこととし、これに伴い隠ぺい偽装行為に要する費用の額及び法人税額等の損金不算入等に関して所要の規定の整備を行うこととする。(法人税法第26条、第38条、第55条関係)
- 8 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、固定資産の取得又は改良に係る補助金の交付金化に伴う所要の措置を講ずることとする。(法人税法第42条～第44条関係)
- 9 法人税の税率を次のとおりとすることとする。

- (1) 各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率を30%、中小法人の軽減税率を22%及び公益法人等又は協同組合等の軽減税率を22%とする。

(法人税法第66条、第143条関係)

- (2) 各連結事業年度の連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率を30%、中小法人である連結親法人の軽減税率を22%及び協同組合等である連結親法人の軽減税率を23%とする。(法人税法第81条の12関係)
- (3) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率を30%とする。(法人税法第82条の4、第145条の4関係)
- (4) 清算所得に対する税率について、普通法人の税率を27.1%及び協同組合等の税率を20.5%とする。(法人税法第99条関係)
- (5) 清算中の各事業年度の残余財産の一部分配に対する法人税率について、普通法人の税率を30%及び協同組合等の税率を22%とする。(法人税法第102条関係)

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税等について適用する。(附則第42条、第50条、第53条、第54条、第56条、第57条関係)

- 10 同族会社等の行為又は計算の否認制度について、所得税等において同族会社等の行為又は計算の否認制度の適用があった場合における所要の整備を行うこととする。(法人税法第132条関係)

- 11 申告書の公示制度を廃止することとする。(旧法人税法第152条関係)

(注) 平成18年4月1日前に行った公示については、従前どおりとする。(附則第58条関係)

- 12 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 相続税法の一部改正(第3条関係)

- 1 物納制度について、次の措置を講ずることとする。

- (1) 物納不適格財産の明確化等

- ① 物納に充てることができない財産として、管理又は処分をするのに不適格な財産(物納不適格財産)を定める。(相続税法第41条関係)
- ② 物納の順位が優先される他の財産がある場合には物納に充てることができない財産(物納劣後財産)を定める。(相続税法第41条関係)
- ③ 物納財産の性質、形状その他の特徴により、金銭による納付を困難とする額を超える価額の物納財産の収納を許可することができる。(相続税法第41条関係)

(2) 物納手続の整備等

- ① 物納財産を国が収納するために必要な書類を物納申請時に提出する規定を整備する。(相続税法第42条関係)

- ② 提出された物納手続に必要な書類の記載に不備があった場合等には、税務署長は、当該書類の訂正等を申請者に求める旨の通知をする。

当該通知後20日以内に当該書類について申請者が訂正等をしなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。(相続税法第42条関係)

- ③ 税務署長は、1年以内の期限を定めて、廃棄物の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置をとることを申請者に命ずることができる。

この場合において、期限内に当該措置がとられなかった場合には、物納申請の却下をすることができる。(相続税法第42条関係)

- ④ 物納手続に必要な書類の準備や廃棄物の撤去等の措置に時間を要する場合には、申請者の届出により、上記①、②又は③に係る期限を、原則としてそれぞれ最長1年間延長することができる。

ただし、一度の届出で延長できる期間は3月までとする。(相続税法第42条関係)

- ⑤ 税務署長は、物納の許可をするに当たって、物納財産の性質等に照らし必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

この場合において、税務署長が当該条件に則して5年以内に一定の事項の履行を求めた場合において当該一定の事項の履行がないときは、物納の許可を取り消すことができる。(相続税法第42条、第48条関係)

(3) 物納申請の許可に係る審査期間の法定等

- ① 税務署長は、物納申請の許可又は却下を当該物納申請の期限から3月以内に行わなければならない。

ただし、物納財産が多数となるなど調査に3月を超える期間を要すると認める場合には、審査期間を6月以内(積雪など特別な事情によるものについては、9月以内)とすることができる。(相続税法第42条関係)

- ② 物納手続に必要な書類の提出期限が申請者の届出により延長された場合(上記(2)④)、物納手続に必要な書類の訂正等の請求又は廃棄物の撤去等の措置の請求があった場合(上記(2)②及び③)には、上記①の審査期間の特例を設ける。(相続税法第42条関係)

- ③ 上記①又は②の審査期間内に税務署長が物納の許可又は却下をしない場合

には、当該物納の許可があったものとみなす。(相続税法第42条関係)

(4) 物納申請を却下された者の延納の申請

延納による金銭での納付が困難でないこと等から物納申請の全部又は一部が却下された場合には、申請者は、当該却下の日から20日以内に、延納の申請を行うことができる。(相続税法第44条関係)

(5) 物納申請を却下された者の再申請

物納申請された財産が物納不適格財産又は物納劣後財産に該当することにより物納申請の却下がされた場合において、申請者は、当該却下の日から20日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができる。(相続税法第45条関係)

(6) 延納中の物納の選択

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、相続税の申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来している分納税額を控除した残額のうち一定の金額を限度として、物納を選択することができる制度を創設する。(相続税法第48条の2関係)

(7) その他所要の措置

① 物納の撤回に係る規定を整備する。(相続税法第46条関係)

② 物納に係る納期限等の翌日から納付が完了されるまでの間等の期間について利子税の負担を求める規定を整備する。(相続税法第53条関係)

③ 利子税の計算規定の整備その他所要の措置を講ずる。

2 延納制度について、物納制度に準じた諸規定の整備を行うこととする。(相続税法第38条、第39条関係)

(注) 上記1及び2の改正は、原則として平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、上記2の改正は、原則として平成19年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用する。(附則第59条関係)

3 申告書の公示制度を廃止することとする。(旧相続税法第49条関係)

(注) 平成18年4月1日前に行った公示については、従前どおりとする。(附則第59条関係)

4 同族会社等の行為又は計算の否認制度について、法人税等において同族会社等の行為又は計算の否認制度の適用があった場合における所要の整備を行うこととする。(相続税法第64条関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 地価税法の一部改正（第4条関係）

- 1 同族会社等の行為又は計算の否認制度について、法人税等において同族会社等の行為又は計算の否認制度の適用があった場合における所要の整備を行うこととする。（地価税法第32条関係）
- 2 申告書の公示制度を廃止することとする。（旧地価税法第34条関係）
（注）平成18年4月1日前行った公示については、従前どおりとする。（附則第60条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 登録免許税法の一部改正（第5条関係）

- 1 個人の資格又は事業の開始等に係る登録、免許等について、所要の措置を講じた上、次のとおり登録免許税を課税することとする。（登録免許税法別表第1、附則第61条関係）
 - (1) 行政書士の登録 3万円
 - (2) 作業環境測定士の登録 3万円等
 - (3) 計量士の登録 3万円
 - (4) 小型船舶操縦士の登録 2千円等
 - (5) 海事補佐人の登録 3万円
 - (6) 耐空検査員の認定 6千円
 - (7) 建築基準適合判定資格者の登録 1万円
 - (8) 測量士等の登録 3万円等
 - (9) 認定個人情報保護団体の認定 9万円
 - (10) 銀行持株会社の設立等の認可 15万円
 - (11) 特定保険募集人等の登録等 1万5千円等
 - (12) 担保附社債に関する信託事業の免許 15万円
 - (13) 有価証券市場の開設（証券会員制法人に係るものに限る。）等の免許等 15万円
 - (14) 有価証券債務引受業等の免許等 15万円等
 - (15) 金融先物市場の開設（金融先物会員制法人に係るものに限る。）等の免許等 15万円
 - (16) 金融先物債務引受業の免許 15万円

- (17) 証券金融会社の営業の免許 15万円
- (18) 特定金融会社等の登録 15万円
- (19) 無尽業等の免許等 15万円等
- (20) 電気通信事業者の変更登録（業務区域の増加に係るものに限る。） 15万円
- (21) 電子署名に係る認定認証事業者等の認定 9万円
- (22) 委託放送事業者の認定 9万円
- (23) 電気通信役務利用放送事業者の変更登録（電気通信役務利用放送の種類が増加に係るもの又は業務区域の増加に係るもの（都道府県における区域の増加に係るものを除く。）に限る。） 15万円
- (24) 有線放送電話業務等の許可 9万円
- (25) 有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の許可 15万円
- (26) 酒母等の製造免許 9万円等
- (27) 製造たばこの出張販売の許可（期限が付された許可を除く。） 3千円
- (28) 塩製造業者等の登録 15万円等
- (29) 水道事業等の認可 9万円
- (30) 業として行う採血の許可 15万円
- (31) 業として行う臓器のあっせんの許可 9万円
- (32) 医薬品等の製造販売業等の許可等 15万円等
- (33) 在宅就業支援団体の登録 1万5千円
- (34) 有料職業紹介事業等の許可 9万円等
- (35) ボイラー等に係る検査業者の登録 9万円
- (36) 普通肥料の生産等に係る登録 1万5千円
- (37) 特定飼料等製造業者等の登録 9万円
- (38) 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録 9万円
- (39) 会員商品取引所の設立等の許可 15万円等
- (40) 商品投資販売業等に係る変更の認可（業務の種類が増加に係るものに限る。） 3万円
- (41) 経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者等の登録等 3万円等
- (42) 高圧ガスの製造に係る認定完成検査実施者等の認定等 9万円
- (43) 電気事業等の許可 9万円等
- (44) 経済産業大臣がする登録電気工事者の登録 9万円
- (45) 工業用水道事業の許可等 9万円

- (46) 深海底鉱業の許可等 9万円
 - (47) アルコールの製造等の事業等の許可 15万円等
 - (48) 航空機等の製造等の事業の許可等 9万円
 - (49) 認定特定計量証明事業者の認定 9万円
 - (50) 特定輸出機器に係る国外適合性評価事業の認定 9万円等
 - (51) 前払式割賦販売業等の許可等 15万円
 - (52) フロン類破壊業者の許可 9万円
 - (53) 軌道事業から鉄道事業への変更の許可（一定のものを除く。） 15万円等
 - (54) 自動車道事業の免許 15万円
 - (55) 高速道路の新設等の許可 15万円
 - (56) 自動車ターミナル事業の許可 9万円
 - (57) 優良自動車整備事業者の認定 9万円等
 - (58) 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可 1万5千円等
 - (59) 自家用自動車の有償貸渡しの許可（一定のものを除く。） 9万円
 - (60) 運河開設の免許 15万円
 - (61) 船舶の製造事業等に係る施設等の新設等の許可 15万円等
 - (62) 小型船造船業者の登録 9万円
 - (63) 船舶等の製造工事等に係る事業場の認定 9万円等
 - (64) 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事等に係る事業場の認定等 9万円等
 - (65) 船員派遣事業の許可 9万円
 - (66) 飛行場等の設置等の許可等 15万円等
 - (67) 第一種貨物利用運送事業等の変更登録等（一定のものに限る。） 1万5千円
 - (68) 気象観測成果の無線通信による発表業務等の許可等 9万円等
 - (69) 工場において製造する浄化槽の型式の認定 9万円等
 - (70) 国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録等 9万円
 - (71) 国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可 15万円
 - (72) 前払金保証事業の登録 15万円
 - (73) 主務大臣がする不動産特定共同事業の変更の許可（一定のものに限る。） 3万円
 - (74) 一般廃棄物等の再生利用の認定等 15万円
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 消費税法の一部改正（第6条関係）

- 1 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、簡易課税制度につき、適用すること又は不適用とすることが必要となった場合において、税務署長の承認を受けたときは、簡易課税制度選択適用届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間の初日の前日に提出したものとみなす等の措置を講ずることとする。（消費税法第37条の2関係）

（注）上記の改正は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日が平成18年4月1日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間から適用する。（附則第63条関係）

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 酒税法の一部改正（第7条関係）

1 酒類の分類の簡素化

酒類の分類について、現行の10種類（清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒）を、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に改めることとする。

（酒税法第2条関係）

（注）各種類の酒類の定義は次のとおりとする。（酒税法第3条関係）

- ① 発泡性酒類とは、ビール、発泡酒及びその他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）をいう。
- ② 醸造酒類とは、清酒、果実酒及びその他の醸造酒で上記①に掲げるその他の発泡性酒類に該当しないものをいう。
- ③ 蒸留酒類とは、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及びスピリッツで上記①に掲げるその他の発泡性酒類に該当しないものをいう。
- ④ 混成酒類とは、合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒及び雑酒で上記①に掲げるその他の発泡性酒類に該当しないものをいう。

2 酒類間の税負担格差の縮小（酒税法第23条関係）

- (1) 酒税の税率を、1ℓ当たり次のとおりとすることとする。

- | | |
|---------|----------|
| ① 発泡性酒類 | 220,000円 |
| ② 醸造酒類 | 140,000円 |
| ③ 蒸留酒類 | 200,000円 |
- (アルコール分が21度以上のものにあつては、200,000円にアルコール分が20度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額)
- | | |
|--------|----------|
| ④ 混成酒類 | 220,000円 |
|--------|----------|
- (アルコール分が21度以上のものにあつては、220,000円にアルコール分が20度を超える1度ごとに11,000円を加えた金額)
- (2) 発泡性酒類のうち次の酒類については、その税率を、1kl当たりそれぞれ次のとおりとすることとする。
- | | |
|--|----------|
| ① 発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満のものに限る。） | 178,125円 |
| ② 発泡酒（麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満のものに限る。） | 134,250円 |
| ③ その他の発泡性酒類（ホップ等を原料の一部とした酒類で次のもの以外のものを除く。） | 80,000円 |
- イ 糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）
- ロ 一定の発泡酒に一定のスピリッツを加えたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）
- (3) 醸造酒類のうち次の酒類については、その税率を、1kl当たりそれぞれ次のとおりとすることとする。
- | | |
|-------|----------|
| ① 清酒 | 120,000円 |
| ② 果実酒 | 80,000円 |
- (4) 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が37度未満のものについては、その税率を、1kl当たり370,000円とすることとする。
- (5) 混成酒類のうち次の酒類については、その税率を、1kl当たりそれぞれ次のとおりとすることとする。
- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 合成清酒 | 100,000円 |
| ② みりん及び雑酒（みりに類似するものに限る。） | 20,000円 |
| ③ 甘味果実酒及びリキュール | 120,000円 |

(アルコール分が13度以上のものにあつては、120,000円にアルコール分が12度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額)

④ 粉末酒

390,000円

3 その他

- (1) 現行の清酒のうち、アルコール分が22度未満のものに限りこれを清酒の範囲とする等清酒の定義を改めるほか、合成清酒等の定義等について所要の改正を行うこととする。(酒税法第3条関係)
- (2) 酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととする場合について、一定の場合を追加することとする。(酒税法第7条関係)
- (3) 酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたときで一定の場合には、新たに酒類を製造したものとみなすこととする。(酒税法第43条関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

(注) 上記(3(2)を除く。)の改正は、平成18年5月1日から施行する。(附則第1条関係)

八 たばこ税法の一部改正(第8条関係)

- 1 特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を、7,924円/千本(現行7,072円/千本)に引き上げることとする。(たばこ税法第11条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

(注) 上記の改正は、平成18年7月1日から施行する。(附則第1条関係)

九 自動車重量税法の一部改正(第9条関係)

二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間が初回のみ3年とされることに伴い、自動車検査証の有効期間が3年とされる二輪の小型自動車に係る自動車重量税の税率を4,500円とすることとする。(自動車重量税法第7条関係)

十 国税通則法の一部改正(第10条関係)

- 1 郵送等に係る書類の提出時期について、国税庁長官が定める書類が郵便等により提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととする。(国税通則法第22条関係)
- 2 国税の徴収の所轄庁について、税務署長又は税関長は、必要があると認めると

きは、その徴収する国税について他の税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができることとする。（国税通則法第43条関係）

3 無申告加算税について、次の措置を講ずることとする。（国税通則法第66条関係）

(1) 無申告加算税の割合（現行100分の15）について、納付すべき税額が50万円を超える部分に対する割合を100分の20に引き上げる。

(2) 調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書の提出があった場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、法定申告期限から2週間を経過する日までに提出されたものである場合には、無申告加算税を課さない。

（注）上記(1)及び(2)の改正は、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。（附則第73条関係）

4 源泉徴収による国税に係る不納付加算税について、調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知して納付されたものでない法定納期限後の納付があった場合において、法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、法定納期限から1月を経過する日までに納付されたものである場合には、不納付加算税を課さないこととする。（国税通則法第67条関係）

（注）上記の改正は、平成19年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用する。（附則第74条関係）

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十一 国税徴収法の一部改正（第11条関係）

1 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署等に協力を求めることができることとする。（国税徴収法第146条の2関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十二 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正（第12条関係）

1 我が国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる事業体を通じて配当等の支払を受ける場合において、所得税に加えて住民税も対象とする租税条約の適用があるときの所得税と住民税との配分等に関する規定の整備を行うこととする。（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に

関する法律第3条の2、第3条の2の2関係)

- 2 条約相手国から犯則事件の調査に必要な情報提供の要請があった場合には、要請された者に対して質問、検査等を行うことができることとする。また、必要があるときは、裁判官の許可状により、臨検、搜索等を行うことができることとする。(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第10条の2～第10条の4関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十三 租税特別措置法の一部改正 (第13条関係)

1 研究開発税制

- (1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の特別税額控除割合に100分の5を加える特例を2年間の時限措置として講ずることとする。(租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9関係)
- (2) 中小企業技術基盤強化税制について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の特別税額控除割合に100分の5を加える特例を2年間の時限措置として講ずることとする。(租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9関係)
- (3) 特別試験研究費の範囲に、希少疾病用医薬品等に関する試験研究費を加えることとする。(租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9関係)

2 情報基盤強化税制の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合において、一定の要件を満たすときは、その情報基盤強化設備等の基準取得価額の100分の50相当額の特別償却と100分の10相当額の特別税額控除との選択適用ができる制度を2年間の時限措置として創設することとする。また、個人又は一定の法人にあっては、一定のリース情報基盤強化設備等の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合において、一定の要件を満たすときは、リース費用の総額の一定の金額について100分の10相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額

については1年間の繰越しができることとする。（租税特別措置法第10条の6、第42条の11、第68条の15関係）

3 中小企業関係

- (1) 中小企業投資促進税制について、対象資産に一定のソフトウェアを加えるとともに、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11関係）
- (2) 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から一定の金額以下の一定の飲食費を除外した上、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用することとする。（租税特別措置法第61条の4、第68条の66関係）
- (3) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、創業5年以内の中小企業者の適用除外措置を2年延長することとする。（租税特別措置法第66条の12関係）
- (4) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、当期に取得等をした少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る減価償却資産を対象から除外した上、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする減価償却資産について適用することとする。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、第68条の102の2関係）
- (5) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業者とその計画に従って経営革新のための事業を実施している平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度について、留保金課税を不適用とする措置を講ずることとする。（租税特別措置法第68条の2、第68条の109関係）

4 土地・住宅税制

- (1) 不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例を廃止することとする。（旧租税特別措置法第72条関係）
- (2) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に受ける土地に関する次の登記に対する登録免許税について、それぞれ次のとおり税率を軽減することとする。（租税特別措置法第72条関係）
 - ① 売買による所有権の移転登記 1,000分の10（本則1,000分の20）
 - ② 所有権の信託の登記 1,000分の2（本則1,000分の4）

- (3) 中心市街地の活性化に関する法律の制定に伴い、次の措置を講ずることとする。
- ① 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用対象となる中高層の耐火共同住宅建築事業の施行区域の範囲に、同法の認定基本計画に基づいて行われる中心市街地共同住宅供給事業（都市福利施設の整備を行う事業と一体的に行われるものに限る。）の区域を加える。（租税特別措置法第37条の5関係）
 - ② 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成20年3月31日までの間に取得等をする中心市街地優良賃貸住宅につき、5年間、普通償却限度額の100分の36（耐用年数が35年以上のものについては、100分の50）の割増償却ができる措置を加える。なお、本制度の対象となる賃貸住宅から特定優良賃貸住宅を除外する。（租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34関係）
 - ③ その他所要の整備を行う。
- (4) 国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地（以下「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含む。）を有する者が、同法の交換の特例により当該隣接する土地と当該特定普通財産との交換をしたときは、一定の要件の下で、課税の繰延べの特例措置を講ずることとする。（租税特別措置法第37条の9の4、第66条、第68条の85の3関係）
- (5) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設（租税特別措置法第41条の19の2関係）
- ① 居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の計画区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限る。）の一定の耐震改修（以下「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額（最高20万円）を控除することとする。
 - ② 上記①の税額控除の適用に当たっては、確定申告書に、当該税額控除の金額の計算に関する明細書、地方公共団体の長の住宅耐震改修等証明書を添付することとする。
- (6) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の適用期限を2年延長すること

とする。（租税特別措置法第70条の3、第70条の3の2関係）

- (7) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第29条関係）
- (8) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を不動産の所有権の移転登記にあっては1,000分の8（現行1,000分の6）に、質権又は抵当権の移転登記にあっては1,000分の1.5（現行1,000分の1）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第83条の3）

5 国際課税

国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例について、次の措置を講ずることとする。

- (1) この特例の対象に、法人に資金を供与する一定の者等（以下「資金供与者等」という。）に対する負債並びに国外支配株主等及び資金供与者等に支払う一定の費用を加える。（租税特別措置法第66条の5、第68条の3の6、第68条の89関係）
- (2) 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債及びその負債の利子等から、一定の債券現先取引等に係る負債及びその負債の利子等を控除することができる。この場合、適用要件となる国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数は、2倍とする。（租税特別措置法第66条の5、第68条の3の6、第68条の89関係）

（注）上記(1)の改正は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用し、
上記(2)の改正は平成18年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。
（附則第114条、第126条、第140条関係）

6 社会経済情勢の変化への対応

(1) 特定口座年間取引報告書の電子交付

- ① 証券業者等は、特定口座年間取引報告書の交付に代えて、特定口座を開設している居住者等の承諾を得て、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。ただし、その居住者等の請求があるときは、特定口座年間取引報告書を交付しなければならないこととする。（租税特別措置法第37条の11の3関係）
- ② 上記①ただし書の特定口座年間取引報告書の交付義務の違反行為について

は所要の罰則を設けることとする。（租税特別措置法第42条の3関係）

（注）上記の改正は、平成19年1月1日以後に交付する特定口座年間取引報告書について適用する。（附則第92条関係）

(2) 会社法の制定に伴い、次のとおり整備を行うこととする。

① 配当等関係

イ 確定申告を要しない配当等の金額要件に係る一回の支払額について、10万円を配当計算期間の月数（最高12月）によりあん分して計算した金額以下とする。（租税特別措置法第8条の5関係）

（注）上記の改正は、配当等の支払に係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用する。（附則第77条関係）

ロ 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の適用対象から除かれる大口株主の判定は、配当等の支払に係る基準日において行う。（租税特別措置法第9条の3関係）

（注）上記の改正は、配当等の支払に係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用する。（附則第78条関係）

② 株式等に関する取引関係

イ 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、次の措置を講ずる。（租税特別措置法第29条の2関係）

(イ) 適用対象に会社法の決議に基づき付与された新株予約権を追加する。

(ロ) 適用対象者の範囲に、執行役を加える。

(ハ) 特定新株予約権等の付与に関する調書及び特定株式等の異動状況に関する調書について、光ディスク等による提出の特例を設ける。

（注）上記(イ)から(ハ)までの改正は、会社法施行日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権等に係る株式について適用する。（附則第88条関係）

(ニ) 上記(ハ)の調書の提出に関する国税職員の質問検査権を設けるとともに、当該調書の提出等の義務に対する違反行為については所要の罰則を設ける。（租税特別措置法第29条の2、第42条の3関係）

（注）上記(ニ)の改正は、平成19年1月1日以後の質問若しくは検査又は提出について適用する。（附則第88条関係）

ロ 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、対象となる株式等の範

囲に株式の割当てを受ける権利等を追加する等所要の整備を行う。（租税特別措置法第37条の10関係）

（注）上記の改正は、会社法施行日以後に行う株式等の譲渡について適用する。（附則第90条関係）

ハ 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用対象となる譲渡の範囲に、発行法人が行う一株に満たない端数に係る上場株式等及び特定上場株式等の競売等による当該上場株式等及び当該特定上場株式等の譲渡を追加する。

（租税特別措置法第37条の11、第37条の14関係）

（注）上記の改正は、会社法施行日以後の上場株式等及び特定上場株式等の譲渡について適用する。（附則第91条、附則第94条関係）

③ その他所要の整備を行う。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、青色申告書を提出する事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、耐震診断により耐震改修が必要とされた特定建築物について同法の計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修工事に伴い取得等をする建物部分について、その取得価額の100分の10相当額の特別償却ができる措置を講ずることとする。（租税特別措置法第11条の2、第44条、第68条の19関係）

(4) 再商品化設備等の特別償却制度について、生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産につき取得価額の100分の14相当額の特別償却ができる措置を加えるとともに、再生資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第11条の7、第44条の7、第68条の26関係）

(5) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者雇用割合の計算の基礎となる雇用障害者数の範囲に精神障害者である短時間労働者を加えることとする。（租税特別措置法第13条、第46条の2、第68条の31関係）

(6) 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備に航空運送事業用の身体障害者等の利用に資する一定の航空機を加えるとともに、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第13条、第46条の2、第68条の31関係）

(7) 保険会社等の異常危険準備金制度について、対象法人に少額短期保険業者を

加えることとする。（租税特別措置法第57条の5、第68条の55関係）

- (8) 日本郵政株式会社が移行期間内の各事業年度において、社会・地域貢献基金を積み立てた場合には、当期に積み立てた金額を損金算入することができる社会・地域貢献準備金制度を創設することとする。（租税特別措置法第57条の9、第68条の58の2関係）

- (9) 株式交換等に係る課税の特例を廃止することとする。（旧租税特別措置法第37条の14、第67条の9、第67条の10、第68条の104、第68条の105関係）

(注) 平成18年10月1日に行った特定子会社株式の移転による譲渡に係る所得税並びに株式交換等による移転及び子会社株式等の譲渡に係る法人税については、従前どおりとする。（附則第93条、第120条、第146条関係）

- (10) 農協系統金融機関の組織再編成について、認定経営基盤強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用対象に加えた上、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の措置として次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第80条の2、第80条の3関係）

① 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を受けて信用農業協同組合連合会から一定の要件の下に事業譲渡を受けた場合の不動産の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1.5（本則1,000分の2）に軽減する。

② 信用農業協同組合連合会が農業協同組合法の規定による認可を受けて農業協同組合から一定の要件の下に信用事業を譲り受けた場合の不動産の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1.5（本則1,000分の2）に軽減する。

③ 特定農業協同組合が農業協同組合法の規定による認可を受けて他の特定農業協同組合から一定の要件の下に信用事業を譲り受けた場合の不動産の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1.5（本則1,000分の2）に軽減する。

④ 特定農業協同組合が農業協同組合法の規定による認可を受けて他の特定農業協同組合と一定の要件の下に合併をする場合の登録免許税の税率を、不動産の所有権の移転登記にあっては1,000分の2.5（本則1,000分の4）に、抵当権の移転登記にあっては1,000分の0.5（本則1,000分の1）にそれぞれ軽減する。

- (11) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の規定により国土交通大臣の指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から平成21年3月31日までの間に、同法の規定により外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律に規定する指定法人から外貿埠頭その他の外貿埠頭事業に関連する不動産の出資を受けた場合において、指定会社が当該出資により取得した不動産の所有権の移転登記を受けるときは、その登記に対する登録免許税の税率を1,000分の8（平成20年4月1日以後に受ける当該出資に係るものにあつては、1,000分の15）（本則1,000分の20）に軽減する措置を講ずることとする。（租税特別措置法第82条の3関係）
- (12) ビールに係る酒税の税率の特例措置について、新規参入者の適用対象期間を製造免許を受けた日から5年（現行3年）に延長した上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第87条の6関係）
- (13) たばこ税の引上げ
- ① たばこ税の税率の特例措置について、平成18年7月1日以降当分の間、その税率を製造たばこ（専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこを除く。）については3,552円／千本（現行3,126円／千本）に、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこについては1,686円／千本（現行1,484円／千本）に引き上げることとする。（租税特別措置法第88条関係）
- ② 入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長した上、その税率を平成18年7月1日以降7,000円／千本（現行6,000円／千本）に引き上げることとする。（租税特別措置法第88条の2関係）
- ③ その他
- イ 平成18年7月1日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、製造たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、手持品課税を行うこととする。（附則第156条関係）
- ロ その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

(1) 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- ① 研究開発税制における増加試験研究費の特別税額控除（旧租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9関係）
- ② 研究開発税制における試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特別税額控除割合の上乗せ（旧租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9関係）
- ③ 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第10条の6、第42条の11、第68条の15関係）
- ④ 電線類地中化設備の特別償却（旧租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16関係）
- ⑤ 航空機の特別償却（旧租税特別措置法第43条、第68条の16関係）
- ⑥ 開発研究用設備の特別償却（旧租税特別措置法第11条の3、第44条の3、第68条の20の2関係）
- ⑦ 漁業経営改善計画を実施する者の漁船の割増償却（旧租税特別措置法第13条の4、第46条の4、第68条の33関係）
- ⑧ ガス熱量変更準備金（旧租税特別措置法第56条の2、第68条の49関係）
- ⑨ 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用（旧租税特別措置法第68条の2、第68条の109関係）
- ⑩ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第78条の2関係）
- ⑪ 農業協同組合が農業協同組合法の規定により農業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の権利の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第78条の2関係）
- ⑫ 漁業経営改善計画を実施する漁業者が取得する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第79条関係）

(2) 縮減等

① 特別償却

イ 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成20年3月31日まで延長する。（租税特別措置法第11条の4、第44条の4、第68条の23関係）

(イ) 電気通信利便性充実設備に係る措置について、有線テレビジョン放送に係る一定の設備の償却割合の上乗せ措置を廃止する。

(ロ) 広帯域加入者網普及促進設備に係る措置について、償却割合を100分の10（現行100分の12）に引き下げる。

ロ 商業施設等の特別償却制度について、適用対象から中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に係る措置を除外する。（租税特別措置法第11条の5、第44条の5、第68条の24関係）

ハ 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、適用対象から共同改善計画に係る措置を除外する。（租税特別措置法第13条の3、第46条の3、第68条の32関係）

② 準備金等

イ 特定災害防止準備金制度について、適用対象から最終処分災害防止準備金（維持管理積立金の積立てがされるべき特定廃棄物最終処分場に係るものを除く。）を除外した上、特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金に係る措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第20条の2、第20条の3、第55条の6、第55条の7、第68条の45、第68条の46関係）

ロ 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例等について、特別勘定を有する者が非適格株式交換等を行った場合には、一定の特別勘定について益金算入する。（租税特別措置法第64条の2、第65条の8、第65条の12、第65条の14、第68条の71、第68条の79、第68条の83、第68条の85関係）

ハ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。（租税特別措置法第37条、第65条の7～第65条の9、第68条の78～第68条の80関係）

(イ) 次の買換えを適用対象から除外する。

- ・ 低開発地域工業開発地区等及び誘致区域の外から低開発地域工業開発地区等内への買換えのうち低開発地域工業開発地区に係る措置
- ・ 特定農山村地域内の所有権移転等促進計画に定めるところによる買換え
- ・ 沿道地区計画の区域内の沿道整備権利移転等促進計画に定めるところによる買換え

(ロ) 船舶から船舶への買換えのうち漁船から漁船への買換え以外のものに

について、適用対象となる買換資産を一定の要件に該当する船舶に限定する。

ニ 金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例について、適用対象から銀行持株会社等に係る措置を除外する。（旧租税特別措置法第67条の6関係）

③ 登録免許税の特例

イ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の2（現行1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を1年延長する。（租税特別措置法第78条関係）

ロ 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を、不動産の所有権の移転登記にあっては1,000分の4（現行1,000分の2）に、不動産の地上権又は賃借権の移転登記にあっては1,000分の2（現行1,000分の1）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条の2関係）

ハ 漁業協同組合が漁業協同組合合併促進法の規定による認定を受けて合併した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を、不動産の所有権の移転登記にあっては1,000分の2（現行1,000分の1）に、不動産の地上権又は賃借権の移転登記にあっては1,000分の1（現行1,000分の0.5）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条の2関係）

ニ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する税率の軽減措置について、適用対象を卸売業者及び仲卸業者とするとともに、軽減税率を、合併による法人の設立の場合等における不動産の所有権の移転登記にあっては1,000分の3（平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に受ける認定に係るものにあっては、1,000分の2）（現行1,000分の1）に、平成20年4月1日以後に受ける認定に係る会社の設立の登記及び資本の増加の登記における純増部分の登記にあっては1,000分の5（現行1,000分の3.5）にそれぞれ引き上げる等の改正を行った上、その適用期限を3年延長する。（租税特別措置法第79条、附則第186条関係）

ホ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置に

ついて、不動産に関する権利の登記の軽減税率を次のとおり引き上げた上、その適用期限を3年延長する。

なお、不動産に関する権利以外の権利の登記については、2年間に限り、本則税率と現行の軽減税率との中間水準の税率とする措置を講ずる。（租税特別措置法第81条関係）

(イ) 所有権の移転登記 1,000分の4（平成20年4月1日以後の分割に係るもの 1,000分の8）（現行1,000分の2）

(ロ) 地上権等の移転登記 1,000分の2（平成20年4月1日以後の分割に係るもの 1,000分の4）（現行1,000分の1）

(ハ) 先取特権等の移転登記 1,000分の1.2（平成20年4月1日以後の分割に係るもの 1,000分の1.4）（現行1,000分の1）

(ニ) 所有権の移転の仮登記等 1,000分の2（平成20年4月1日以後の分割に係るもの 1,000分の4）（現行1,000分の1）

(ホ) 地上権等の移転の仮登記等 1,000分の1（平成20年4月1日以後の分割に係るもの 1,000分の2）（現行1,000分の0.5）

ヘ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、建造又は取得した国際船舶に係る所有権の保存登記及び抵当権の設定登記の軽減税率を1,000分の2.5（現行1,000分の2）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

（租税特別措置法第82条の2関係）

ト 認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、適用対象を認定事業者とするとともに、軽減税率を、土地の所有権の移転登記にあっては1,000分の8（現行1,000分の7）に、建物の所有権の保存登記（国土交通大臣の認定の日から3年以内に建築した場合に限る。）にあっては1,000分の3（現行1,000分の1.5）にそれぞれ引き上げる等の改正を行った上、その適用期限を1年延長する。（租税特別措置法第83条関係）

(3) 適用期限の延長

① 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

（租税特別措置法第62条、第68条の67関係）

② 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限を2年延長する。（租

税特別措置法第66条の12、第68条の98関係）

③ 次に掲げる租税特別措置の適用期限を2年延長する。

- イ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10関係）
- ロ 海外投資等損失準備金（租税特別措置法第55条、第68条の43関係）
- ハ 金属鉱業等鉱害防止準備金（租税特別措置法第20条、第55条の5、第68条の44関係）
- ニ 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例（租税特別措置法第6条、第41条の13、第67条の16関係）
- ホ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（租税特別措置法第7条、第67条の11関係）
- ヘ 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例（租税特別措置法第42条の2、第67条の16関係）
- ト マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税（租税特別措置法第75条関係）
- チ 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（租税特別措置法第76条関係）
- リ 関西国際空港株式会社等の登記の免税（租税特別措置法第82条関係）
- ヌ 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税（租税特別措置法第90条の4関係）
- ル 特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第90条の5、第90条の6関係）

④ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

- イ 倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第15条、第48条、第68条の36関係）
- ロ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条の5関係）

8 その他

- (1) 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例措置について、蒸留酒類等のうちアルコール分が13度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が12度未満のもの）に係る酒税の税率を1ℓ当たり次のとおりとすることとする。（租税特別措置法第87条の2関係）

① アルコール分が9度未満のもの

80,000円

② アルコール分が9度以上13度未満のもの

80,000円にアルコール分が8度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額

(注) 上記の改正は、平成18年5月1日から施行する。(附則第1条関係)

- (2) 二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間が初回のみ3年とされることに
伴い、自動車検査証の有効期間が3年とされる二輪の小型自動車に係る自動車
重量税の特例税率を、営業用自動車にあっては5,100円と、営業用自動車以外
の自動車にあっては7,500円とすることとする。(租税特別措置法第90条の11
関係)

- (3) その他所要の税制の整備を行うこととする。

十四 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置
に関する法律の廃止(第14条関係)

- 1 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置
に関する法律は、廃止することとする。

(注) 平成18年分以前の所得税及び平成19年1月1日前に開始した事業年度の所得
に対する法人税等については、従前どおりとする。(附則第158条、第161条関
係)

- 2 その他所要の経過措置等を講ずることとする。

十五 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行すること
とする。(附則第1条関係)